

小山市多文化共生社会推進計画 (改訂版)



小さな自慢が
山ほどあります

令和 8(2026)年 3 月

はじめに

小山市では、令和2（2020）年3月に「小山市多文化共生社会推進計画」を策定し、「異なる文化を分かち合い 共に生きるまち 小山」を基本理念として掲げ、外国人住民、日本人住民が同じ市民として、文化や習慣、価値観の違いを認め合いながら共生できる社会を目指して様々な事業に取り組んでまいりました。

現在、計画策定から5年が経過し、この間、社会・経済のグローバル化や少子・高齢化が進行する中で、多様性や包摂性など誰もが受け入れられる社会を実現しようとする動きやデジタル化の進展など私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

本市においては、令和7（2025）年に市制100周年を迎える2054年（30年後）のあるべき姿として、すべての市民のより良い暮らし（ウェルビーイング）の実現を目的とした「田園環境都市おやまビジョン」を策定しました。

また、令和7（2025）年12月現在、外国人住民数は8,965人、本市の総人口の約5.4%を占めており、製造業やサービス業、医療・福祉、教育など幅広い分野で外国人住民が活躍し、地域経済や市民生活を支える重要な担い手となっています。こうした背景の中で、今後も外国人住民数が増加していくことが予想される一方、言葉や習慣、文化などの違いから依然として様々な課題が生じています。

このような状況を踏まえ、本市の現状や課題を整理するとともに、「田園環境都市おやまビジョン」の実現に向け、市政運営の最上位計画である「小山市総合計画」に基づく個別関連計画として引き続き小山市の多文化共生を推進すべく、計画の改訂を行いました。

本計画では、新たに「たがいの文化を認め合い ともにいきっていくまち おやま」を基本理念に掲げています。引き続き市民一人ひとりが、より良く暮らすことができる環境づくりを積極的に展開してまいります。

結びに、本計画の改訂にあたり、ご協力を頂いた皆さまに心から感謝申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8（2026）年3月

小山市長 浅野 正富

■ 目次

第1章 計画改訂にあたって

1. 計画改訂の背景.....	2
2. 計画改訂の趣旨/位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の見直し体制.....	5

第2章 現状と課題

1. 外国人住民の現状.....	6
2. 今後の課題.....	10

第3章 基本理念

1. 基本理念.....	11
2. 基本方針.....	11
3. 施策の体系図.....	13
4. 重点事業の選定にあたって.....	14

第4章 施策の展開

1. 施策の展開.....	15
第1節 共に生きる「ひと」をつくる	
(1) コミュニケーション支援.....	15
(2) 教育の充実.....	18
(3) 生活環境の整備.....	20
第2節 共に生きる「まち」をつくる	
(1) 公共交通機関の多言語整備.....	23
(2) 安全・安心なまちづくり.....	24
第3節 共に生きる「しくみ」をつくる	
(1) 多文化共生社会の意識づくり.....	26
(2) 外国人と共につくる地域社会.....	27
(3) グローバル化への対応.....	29
2. 施策・事業一覧.....	31

第5章 計画の推進

計画の推進体制.....	34
--------------	----

第6章 資料編

1. 小山市多文化共生社会推進協議会会則.....	36
2. 小山市多文化共生社会推進協議会委員名簿.....	37
3. 小山市多文化共生社会推進委員会設置要領.....	38

第1章 計画改訂にあたって

1. 計画改訂の背景

近年、日本を訪れる外国人は増加傾向にあり、出入国在留管理庁の統計によると、令和6(2024)年における外国人入国者数は約3,678万人と、前年と比べて約1,095万人増加し、過去最高を記録しました。また、日本に在留する外国人についても、令和6年末時点で約377万人と過去最高を更新しました。

国においては、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力かつ包括的に推進するため、平成30(2018)年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(以下「総合的対応策」という。)を決定しました。その後、状況の変化に応じて必要な施策を追加するなど、共生社会の実現に向けた取組を推進し、令和4(2022)年6月には、目指すべき外国人との共生社会のビジョン、中長期的に取り組むべき課題としての重点事項及びその具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定し、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進しています。

また、令和元(2019)年4月には「特定技能」の在留資格が創設され、新たな人材の受入れが可能となりました。そして、令和6(2024)年6月に技能移転による国際貢献を目的とする「技能実習制度」を発展的に解消し、人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする「育成就労制度」が創設されるなど、外国人の受け入れを拡大・促進する施策が進められています。

加えて、外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から孤立しないようにするためには、日本語を習得できるようにすることが極めて重要であるという認識のもと、「日本語教育の推進に関する法律」及び「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が定められました。

小山市(以下「本市」という。)においては、令和2年3月に「小山市多文化共生社会推進計画」を策定し、多文化共生社会の実現に向けて取り組んできました。計画策定から5年が経過し、令和7(2025)年に市制100周年を迎える2054年(30年後)のあるべき姿として、すべての市民のより良い暮らしの実現を目的とした「田園環境都市おやまビジョン」を策定される等、小山市の状況も変化してきています。

本市の外国人住民数については、全国的な状況と同様に急速に増加しており、令和7(2025)年12月1日時点には8,965人と、本市の総人口の約5.4%を占めています。在留資格別にみると最も多いのが永住者の2,156人で全体の24.0%を占め、定住者1,355人(15.1%)、技術・人文知識・国際業務1,041人(11.6%)と続いています。

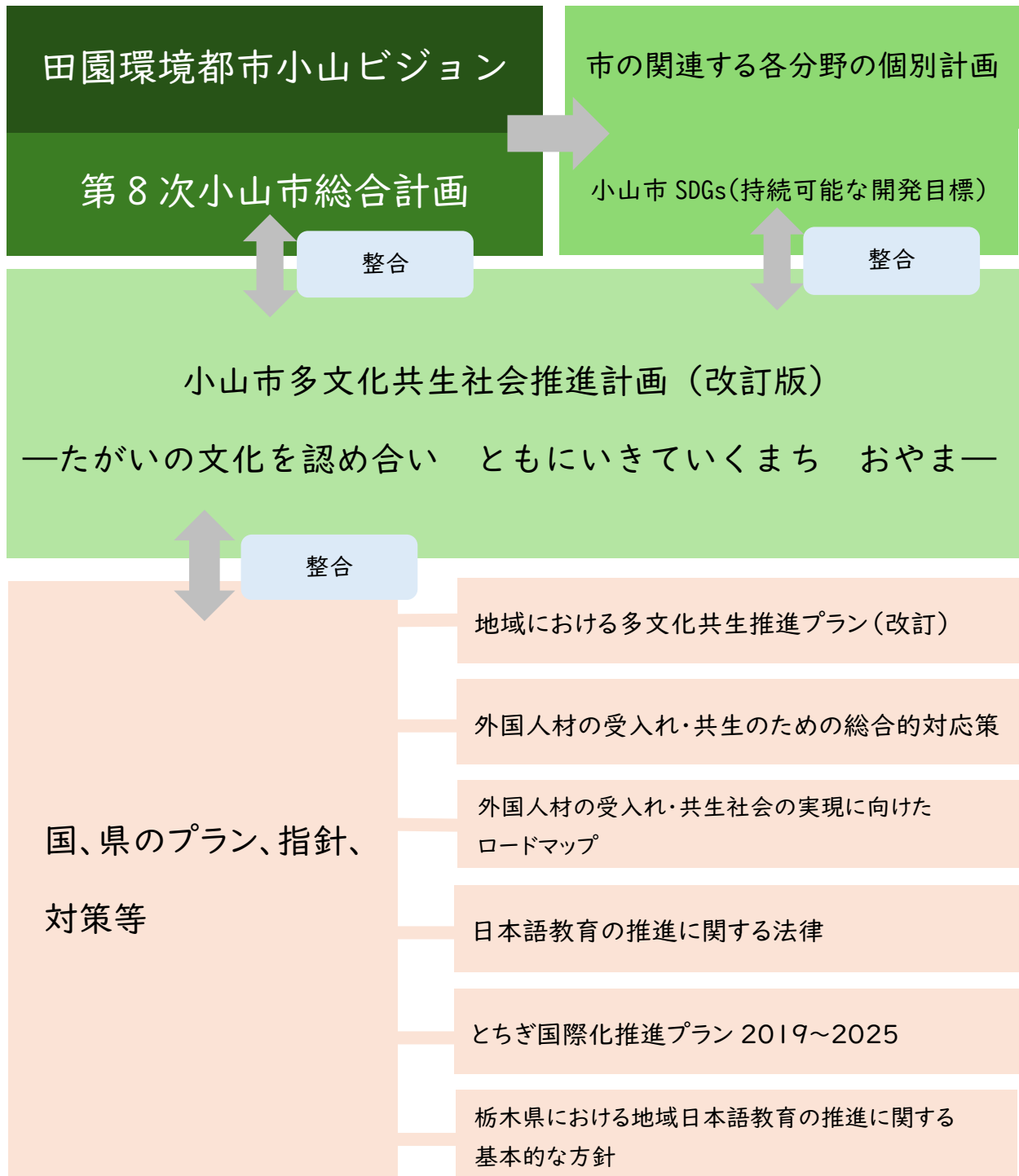
さらに、本市においては、外国人住民が産業や地域活動など様々な分野で役割を担っており、地域社会を支える重要な構成員となっています。

このような背景のもとに本市では、現在の状況に即した形で、引き続き国籍等に関わらず小山市民として、互いに文化や習慣、価値観の違いを認め合いながら生活することができる多文化共生社会を目指し、関連施策をより実効的に展開するため、「小山市多文化共生社会推進計画」を改訂し、各施策・事業を整理することとしました。

2. 計画改訂の趣旨/位置づけ

本計画は、今後の多文化共生社会づくりを推進するための指針を定める計画です。「田園環境都市おやまビジョン」及び「第8次小山市総合計画」を上位計画とする国際化に対応したまちづくりの個別関連計画であり、本市 SDGs(持続可能な開発目標)に係るガイドラインにより、国際目標の SDGs の要素を反映しつつ策定します。

また、国、県の策定する多文化共生推進プラン、指針、対応策、市の関連する各分野の計画等との整合性を図りながら、策定するものです。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和13(2031)年度までの7年間とします。

なお、改訂作業中は改訂前の計画に則り、改訂作業が完了し次第、本計画に移行することとしております。

また、社会・経済情勢の変化や、本市を取り巻く情勢の変化、ニーズの変化等、様々な状況の変化に対応するため、必要に応じて適時、計画の見直しを行うこととします。

項目	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
小山市総合計画 基本構想	第8次		第9次							
基本計画	第8次		第9次 前期					第9次 後期		
小山市多文化共生社会推進計画 (7年間)	第一次計画	改訂期間	改訂版						次期	
進行管理	見直し		見直し		見直し		次期計画策定作業	最終評価		
とちぎ国際戦略	現計画		次期計画					次々期計画		

4. 計画の見直し体制

組織名	構成
小山市多文化共生社会推進協議会	多文化共生社会推進に関係する団体等
小山市多文化共生社会推進委員会	市関係部署
小山市多文化共生社会推進幹事会	市関係部署

■用語の定義・解説

用語	定義・解説
多文化共生	「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（注）」です。
SDGs	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための世界共通の目標です。
外国人住民	本計画においては、小山市に居住している人のうち、外国籍の人だけでなく、元々外国籍で日本国籍を取得した人、国際結婚によって生まれた人など、外国にルーツがある人を外国人住民とします。

注：総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（平成18（2006）年3月）より抜粋

第2章 現状と課題

1. 外国人住民の現状

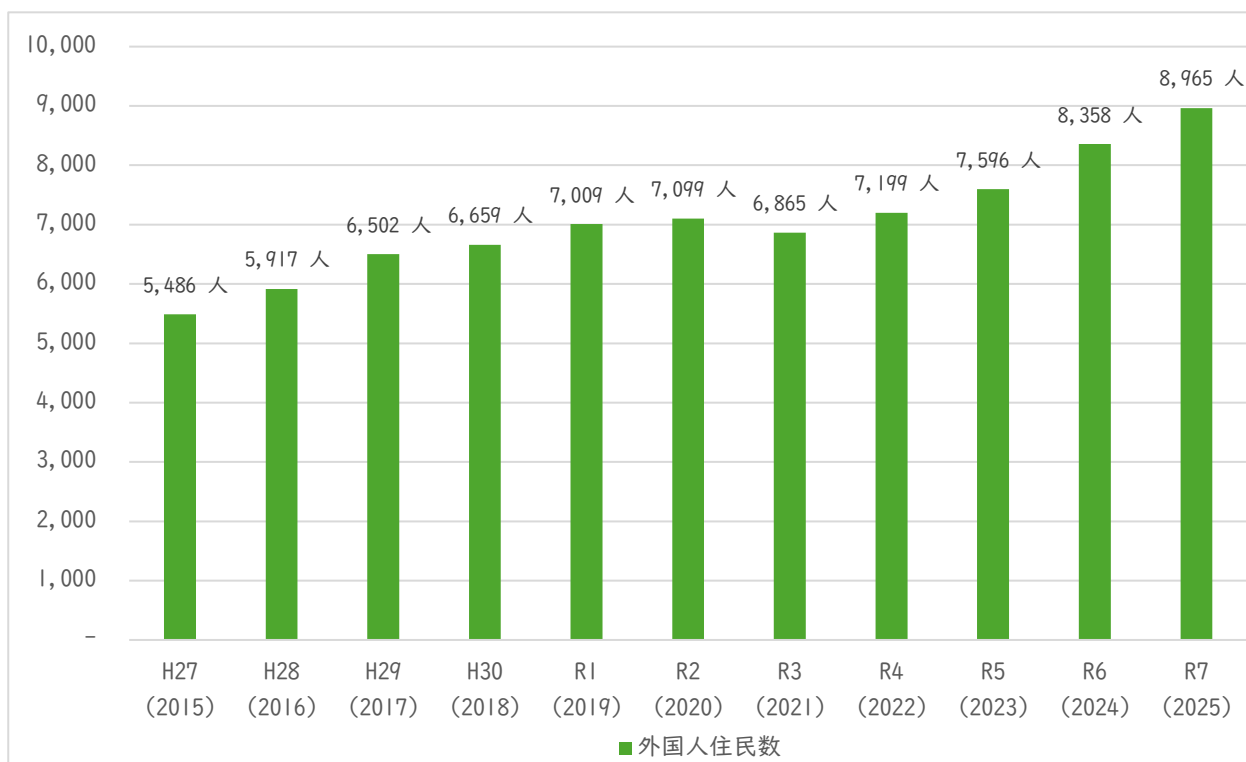
(1) 外国人住民数の推移

本市の外国人住民数は、令和7(2025)年12月1日現在、8,965人(住民基本台帳)となっており、総人口の約5.4%を占めています。

平成27(2015)年からの推移をみると、平成27年から令和2(2020)年にかけては増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和3(2021)年には6,865人まで減少しました。その後は再び増加に転じ、令和4(2022)年からの3年間で約1,800人と大幅に増加しています。

この外国人住民数の増加には、国の在留資格に関する法改正も影響を与えています。特に、平成31(2019)年に導入された「特定技能制度」もその一因です。この制度は、日本国内の人手不足を解消するため、特定の産業分野で働く外国人労働者を受け入れる枠組みを整えたもので、これにより外国からの労働力流入が加速しました。このような国の制度改革が進む中で、本市においても外国人住民数が増加し、地域経済や社会の発展に貢献する一方、多文化共生に向けた取組もますます重要となっています。

■外国人住民数の推移

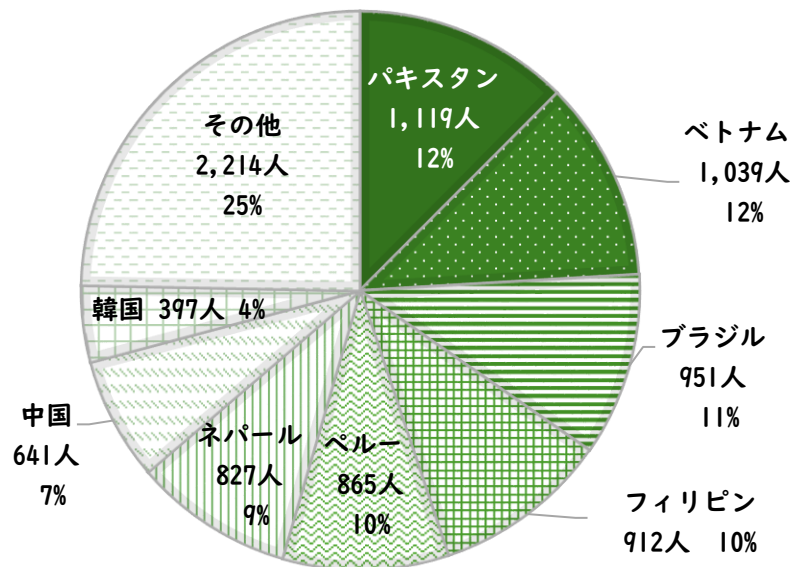


※小山市住民基本台帳、各年度12月1日時点の数値

(2) 国籍別外国人住民割合

外国人住民数を国籍別にみると、最も多いのがパキスタンの1,119人(12%)で、ベトナム1,039人(12%)、ブラジル951人(11%)、フィリピン912人(10%)、ペルー865人(10%)、ネパール827人(9%)と続きます。東南アジア諸国が31%、中南米諸国が21%を占めています。

■国籍別外国人住民数

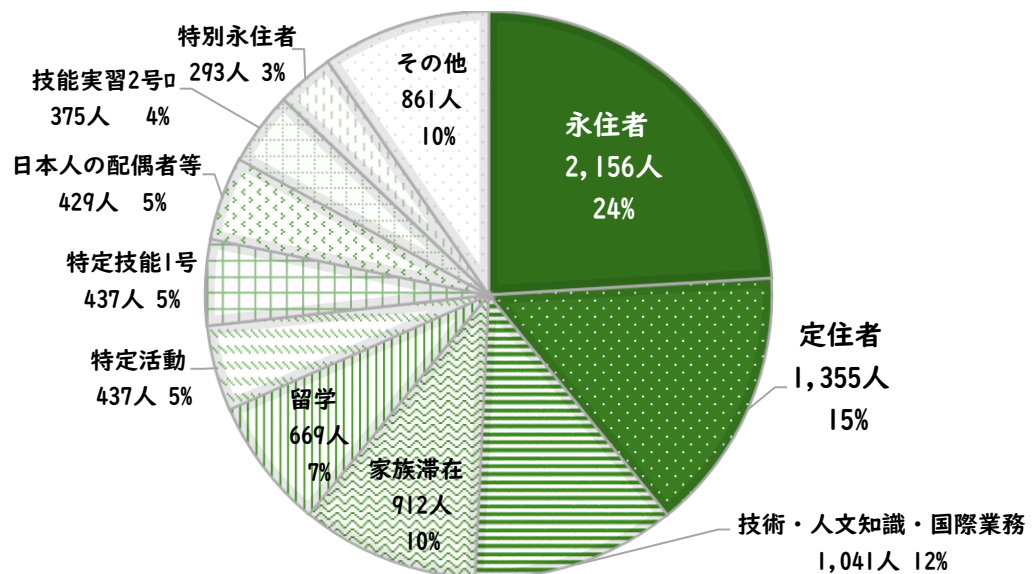


※小山市住民基本台帳、令和7(2025)年12月1日時点

(3) 在留資格別外国人住民割合

在留資格別に外国人住民数をみると、最も多いのが永住者の2,156人(24%)で、定住者1,355人(15%)、技術・人文知識・国際業務1,041人(12%)、家族滞在912人(10%)と続きます。永住者、定住者、配偶者等で50%弱を占め、定住化の傾向にあります。

■在留資格別外国人住民数



※小山市住民基本台帳、令和7(2025)年12月1日時点

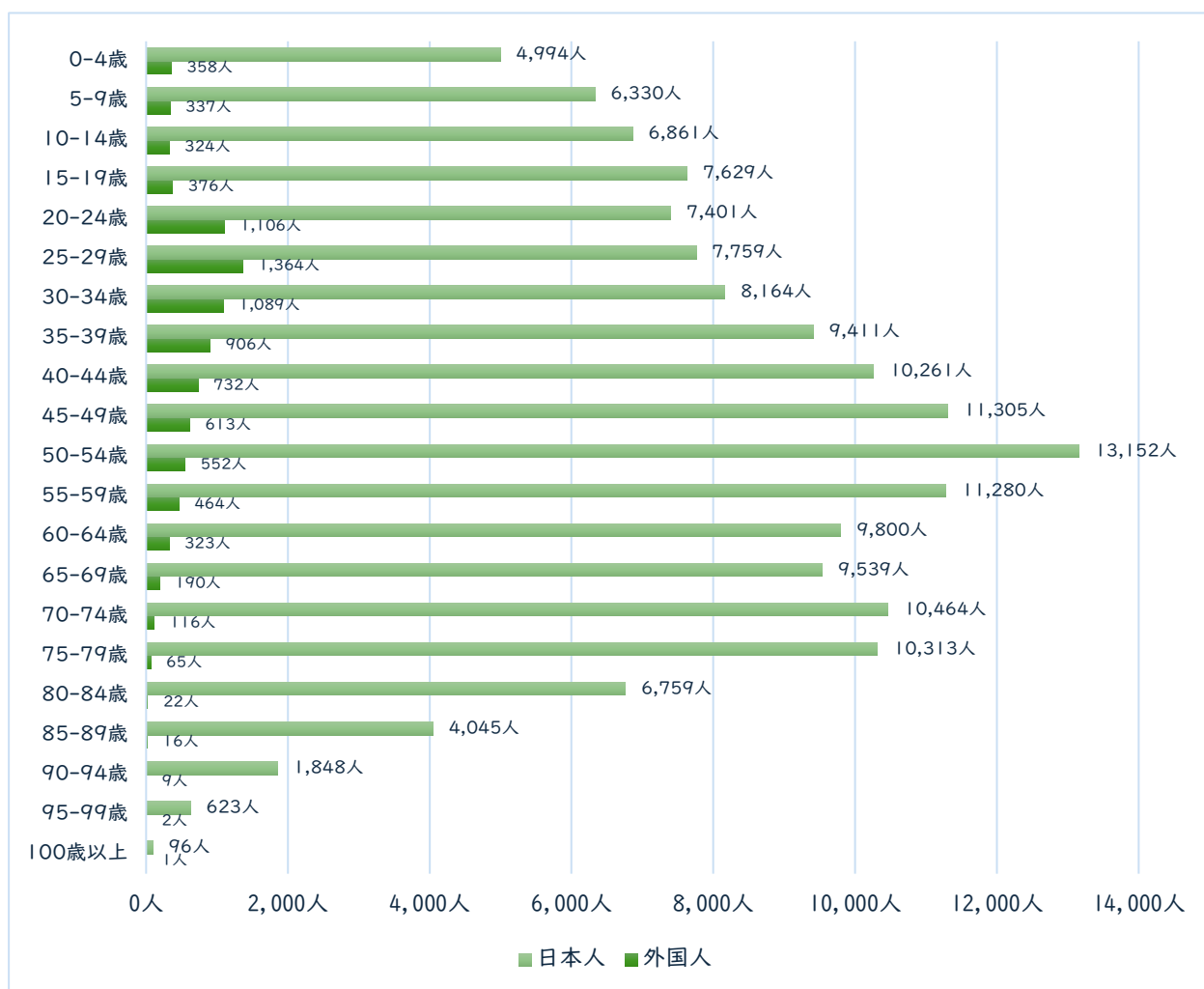
第2章 現状と課題

(4) 年齢別外国人住民割合

外国人住民数を5歳階級の年齢別にみると、最も多いのが25～29歳の1,364人で、20～24歳1,106人、30～34歳1,089人と続きます。20歳代、30歳代の若年層が大部分を占めています。

日本人と比較し若年層が多く、本市の同年齢層の市民に占める外国人住民の割合は13.2%になっています。

■ 5歳階級別の外国人住民数（令和7（2025）年12月1日時点）



※小山市住民基本台帳、令和7年12月1日時点の数値

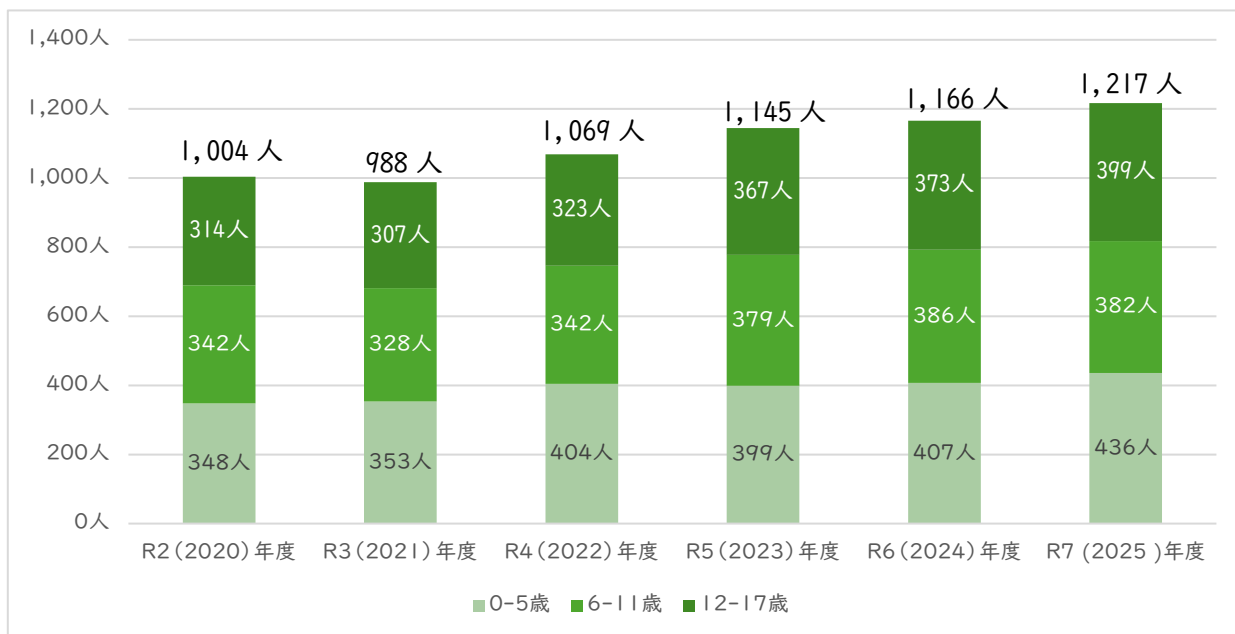
第2章 現状と課題

(5) 外国人児童生徒数の推移

外国人の児童生徒数(0~17歳)についてみると、令和7(2025)年12月1日現在で1,217人となっています。本市の総児童生徒数は23,924人であり、外国人の占める割合は約5%となっています。

全体と同様、児童生徒数も増加傾向にあり、令和2(2020)年からの5年間で213人増加しています。外国人児童生徒への教育、福祉サービスの需要が年々増加しています。

■外国人児童生徒数の推移(令和7年12月1日時点)



※小山市住民基本台帳、各年度12月1日時点の数値

2. 今後の課題

多文化共生社会の実現に向けた主な課題として、以下の5つがあげられます。

(1) 言葉の壁の解消

日常生活を営む上で、最も大きな障壁が「言葉」です。日常のちょっとした会話における誤解が、思わぬトラブルの原因になったりします。また、様々な行政サービスを受けるにも、外国語による窓口での案内、書類の整備はいまだ十分に行き届いていないのが現状です。本市には、アジア、南米諸国を中心に様々な国籍の方が住んでいます。こうした「言葉の壁」を「やさしい日本語」を含む多言語対応により解消していくことが求められています。

(2) 外国人の子どもたちへの学校教育の充実

外国人若年労働者の増加とともに、児童生徒の数も増加しています。日本人の子どもたちと同様、外国人の子どもたちも本市の学校で、一緒に学び、学校生活を送ることになります。外国人の子どもたちが未来の夢を育むことができるよう、学校教育の充実が求められています。

(3) 生活環境の整備

国籍等に関わらず、医療・保険、子どもの子育て及び福祉は、適切に情報提供され、行政サービスが行き届く必要があります。特に子ども・子育てサービスについて、外国出身の保護者は、言葉の壁に加え、出産・子育てに関する文化や行政機関が提供する支援サービス、学校教育制度等が母国と異なることから、出産や子育てに関する悩み、戸惑いを抱えることが少なくありません。加えて、親族が海外に住んでおり、頼れる人がいないこともあります。そのため、支援を受ける際のハードルが高く感じられる場合が多くあります。こうしたハードルを低くし、外国人住民が言葉や文化等の違いに関わらず、安心して子育て支援を受けられるような体制を整えることが重要です。

(4) 多文化理解の啓発・普及の展開

生まれ育った国が異なることから、日常生活の様々な場面において、文化の違い、習慣の違いに出会い、それは時として、トラブルの原因になることもあります。しかし、私たちは同じ小山市民として共に生活していかなければなりません。そのためには、互いの文化や価値観の違いを理解し尊重し合う心を育てていくことが大切です。多様な文化の中で共に生きる社会を実現するために、こうした理解と共生の考え方を広く啓発、普及していくことが求められています。

(5) 身近な地域での市民交流の促進

外国人住民は文化、習慣の違いから、地域組織のルールがわからず、日常生活において地域住民とトラブルになることがあります。しかし、外国人住民もまた小山市民であり、地域社会の一員です。そのため、地域住民の一員として、地域社会のルールを理解し、これを守ろうとする姿勢が求められるとともに、日本人住民と支え合いながら生活していくことが必要です。自治会等の市民活動への参加を促し、活動を通して、身近なところから市民交流の輪、共生社会の輪を広げていくことが求められています。

第3章 基本理念

1. 基本理念

「たがいの文化を認め合い ともに生きていくまち おやま」

「ひと」はそれぞれ生まれ育った国の文化、国の置かれている状況を背負い、生きています。そしてそれは日常の生活、考え方に色濃く反映されています。日本に生まれ育った市民と母国を離れ外国人として生活する市民との間に、その文化の違い、生活の違い、考え方の違いに、互いに戸惑い、混乱し、時にトラブルになることもあります。しかし国籍等に関わらず共に同じ小山市民であり、これからの本市の成長を担う貴重な人材です。互いの文化の違いを認め合い、そして互いの文化の良さを分かち合い、未来に生かすことで、新しい本市の都市像が描かれます。そのような国籍等に関わらず、小山市民が共に生きる多文化共生社会を目指し、基本理念を「たがいの文化を認め合い ともに生きていくまち おやま」と定めます。

2. 基本方針

基本理念の実現を目指し、多文化共生社会づくりを推進するため、3つの方針を掲げ、これらの方針に基づき様々な施策、事業を展開します。

◆共に生きる「ひと」をつくる

国籍等に関わらず、共に互いの文化の違いを理解し、認め合い、共に生きる「心」を育みます。そのため様々な啓発活動、教育活動、交流活動を展開します。互いの理解、交流の大きな障害に「言葉の壁」があることから、日本語教育の充実に加え、外国にルーツのあるこどもたちへの教育の充実を図ります。

また、外国人住民を含む小山市で暮らす人々が将来にわたって安心して、より良く暮らし続けられるように、多文化共生社会を推進する組織、団体、人材を育成、充実し、行政サービスを「やさしい日本語」を含む多言語で提供する等、多文化共生社会づくりの基盤を整備します。

◆共に生きる「まち」をつくる

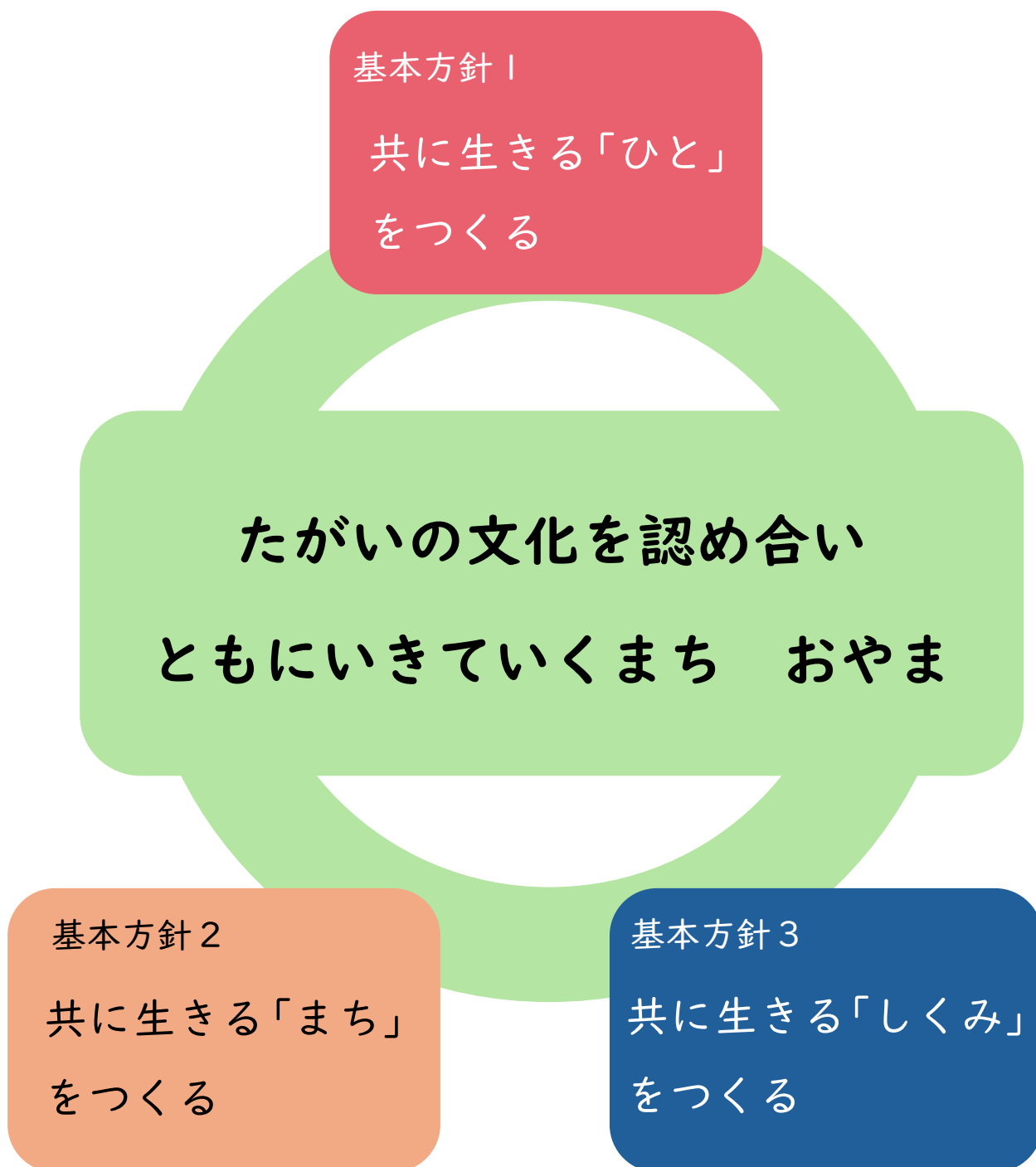
生活していくために重要なことは、暮らしの「安全・安心」です。国籍等にかかわらず市民として住まいを持ち、災害等の危険から守られ、様々な市民サービスを受けることができるくらしを実現します。

また、誰もが円滑に移動できる環境を整えるために、公共交通機関の案内表示等については多言語対応を進め、外国人住民等にとっても分かりやすく、利用しやすいまちを目指します。

◆共に生きる「しくみ」をつくる

社会情勢が日々変化し新たな課題が顕在化する中で「ひとづくり」・「まちづくり」を推進していくには、変化を捉え「しくみ」を更新していく必要があります。しくみづくりでは、外国人住民と連携・協働を図り、これからの時代に対応できる行政運営や市民参画の方法等について展開していきます。また、外国人も身近な地域社会の一員です。自治会等の地域組織の参加を促し、共に活動し、交流を深めるとともに、言葉や文化の違いを生かし、新しい地域づくりのキーパーソンとしての活躍を支援します。

基本方針(図)



3. 施策の体系図

基本理念及び基本方針のもと、以下の体系で施策を展開します。

施策：計 22 件（基本方針 1：12 件、基本方針 2：4 件、基本方針 3：6 件）

たがいの文化を認め合いともいきていくまち おやま

基本方針1		4 異の国・地域を みんなに	10 人や国の不平等 をなくそう	16 平和と公正を すべての人に	
共に生きる「ひと」をつくる					
(1) コミュニケーション 支援	施 策	①	相談体制の拡充		
		②	「やさしい日本語」の普及		
		③	日本語教育の推進		
		④	多様な言語・手段による行政・生活情報の提供		
		⑤	在留資格等に関する外国人相談の充実		
(2) 教育の充実	施 策	①	外国人児童生徒の教育の充実		
		②	すべての児童生徒への国際教育の推進		
		③	高等教育への進学支援		
(3) 生活環境の整備	施 策	①	安心して子育てできる環境づくり		
		②	国民皆保険制度の理解促進		
		③	住宅確保の支援		
		④	医療・保険サービス		
基本方針2		3 すべての人に 健康と福祉を	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	
共に生きる「まち」をつくる					
(1) 公共交通機関の多 言語整備	施 策	①	コミュニティバスの多言語整備		
(2) 安全・安心なまち づくり	施 策	①	災害時の安全確保		
		②	交通安全対策の充実		
		③	防犯対策の充実		
基本方針3		4 異の国・地域を みんなに	10 人や国の不平等 をなくそう	12 つくる責任 つかう責任	16 平和と公正を すべての人に
共に生きる「しくみ」をつくる					
(1) 多文化共生社会の 意識づくり	施 策	①	多文化共生社会の理解促進と意識醸成		
(2) 外国人と共につく る地域社会	施 策	①	外国人住民の協力を得るためのネットワークの 形成と地域社会づくり		
		②	市民の意見を反映させる仕組みづくり		
		③	外国人と共に身近な地域社会づくりの推進		
(3) グローバル化への 対応	施 策	①	グローバルな地域社会づくりの推進		
		②	産学官の連携強化		

4. 重点事業の選定にあたって

「田園環境都市おやまビジョン」において、特に多文化共生の観点では、目指すべき30年後の姿として、以下の4つが描かれています。

- (1) 一人ひとりの違いを認め合うことが当たり前になり、豊かさとして共生できる社会
- (2) 多文化共生社会実現のための支援体制の充実
- (3) 市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの充実と、誰もが参画しやすい社会の実現
- (4) 個性と能力を十分に発揮しながら社会に参画できる、活力あふれるまち

このビジョンの実現に向け、本計画においては、22の施策のもと、具体的な事業を35事業挙げています。そのうち、下記の7事業を重点事業として取り組みます。

■重点事業

- (1) 小山市多文化共生総合支援センターの拡充
- (2) 「やさしい日本語」の研修実施・普及
- (3) 小山市地域日本語教育推進事業
- (4) 学力向上カリキュラム、教材の整備・充実、学校生活指導
- (5) 多言語での子育て相談・支援の充実
- (6) 防災に関する情報発信
- (7) 多文化共生への理解を深める機会の提供

■重点事業の選定基準

- (1) 国のプラン、県の国際戦略及び市の上位計画の取組方針に資するもの
国のプラン、県の国際戦略及び市の上位計画における目指す姿を実現するために、本市として重点的に進めるべきもの。
- (2) 各基本方針を実現するための中心となるもの
本計画の3つの基本方針を実現するために、積極的に取り組むことで本計画の着実な推進につながるものであること。
- (3) 改訂前の計画で課題が明確になったもの
改訂前の計画を実行する中で、本市が特に力を入れて取り組むべき課題として明確になったもの。
- (4) 重点的な取組に対する社会的要請の強いもの
社会からの要請が強く、本計画において重点的な取組として位置づけるべきもの。
- (5) 市民等との連携により推進されるもの
小山市単独の取組でなく、市民等の積極的な参加が必要であり、関係するすべての主体による協働のもとで推進されるべき取組であるもの。

第4章 施策の展開

1. 施策の展開

第1節 共に生きる「ひと」をつくる

(1) コミュニケーション支援

●現状と課題

本市に住む外国人住民は近年、急速に増加し、令和7(2025)年12月1日時点で、8,965人(住民基本台帳)になっています。外国人住民の増加とともに、日常生活において日本人と外国人が接触する機会が増え、市民生活の国際化は急速に進展しています。

こうした状況の中で、国籍等に関わらず誰もが安心して暮らせる社会を実現するためには、円滑なコミュニケーションが不可欠です。行政サービスの内容、地域社会での生活に必要なルールや慣習、地域行事に関する情報は、「やさしい日本語」や外国語による分かりやすい形で提供する必要があります。併せて、通訳体制の整備や日本語教育の推進も重要です。さらに、共生社会の実現には、受け入れる側である日本人の理解と協力も欠かせません。誰もが相手に配慮して「やさしい日本語」の使用を心がけることや、異文化への理解を深める取組を通じて、相互理解を促進することが求められます。

●課題解決のために

- ◆ 日本人とのコミュニケーションのためには、日本語学習が非常に重要です。小山市内の外国人住民が日本語を学習できる環境づくりに取り組みます。
- ◆ 行政サービスや義務の内容等の翻訳・通訳を行い、外国人住民に対しても日本人と同様の情報提供ができるよう努めます。
- ◆ 外国人住民が行政情報を受け取り、また生活等の困りごとを相談できる拠点として、一元的相談窓口の相談体制等を拡充することにより、利便性の向上を図ります。

●施策

施策① 相談体制の拡充

外国人住民が、円滑に行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、外国人住民の生活相談のための窓口や情報提供を行う場としての機能を拡充し、活動を支援します。

重点事業	小山市多文化共生総合支援センターの拡充
取組内容	行政手続きや公共サービスの利用、申請等に関する相談対応を多言語で行うワンストップ型の相談拠点としての機能を拡充します。
達成目標	ICTを活用するとともに、「やさしい日本語」を含む多言語対応の体制を強化し、市民サービスの利便性を一層向上させることで、利用者の増加を図ります。
担当課	国際政策課(市民生活部)

第4章 施策の展開

施策② 「やさしい日本語」の普及

外国人住民の増加及び多国籍化に対応する上で、すべての言語について通訳・翻訳を導入することは現実的ではありません。

そこで、外国人にとってもわかりやすいとされる「やさしい日本語」の使用を普及させ、わかりやすい情報提供ができる体制を整備します。

重点事業	「やさしい日本語」の研修実施・普及
取組内容	外国人住民と最前線で接する市職員等が、通訳・翻訳体制の確保が困難な場合においても、日本語能力が十分ではない外国人に対し、「やさしい日本語」によって必要な情報を案内し、相談に対応できるようにします。そのために、市職員等向けの研修を充実させ「やさしい日本語」の普及を推進します。
達成目標	生活に関する情報等を「やさしい日本語」で提供することによって、小山市の情報はわかりやすいと感じる外国人住民を増やします。
担当課	国際政策課(市民生活部)

施策③ 日本語教育の推進

外国人が市内で生活するためには、日本語の能力向上は非常に重要です。日本人と日本語で会話し、情報交換ができることはもちろん、生活のルールやマナーを理解することができることも必要です。

そのため、互いの文化を理解し合えるよう、外国人に対する日本語教育の充実を図ります。

重点事業	小山市地域日本語教育推進事業
取組内容	日本語学習支援者の養成やスキルアップに取り組むほか、市民活動団体を含む関係機関と連携・協働を図ります。
達成目標	小山市内において日本語学習環境を整備し、日本語の学習を希望する全ての人々が日本語学習の場にアクセスできるようにします。
担当課	国際政策課(市民生活部)

施策④ 多様な言語・手段による行政・生活情報の提供

市民に提供される行政情報、生活する上で必要となる情報、地域が主催するイベント等について、ICT を活用し、「やさしい日本語」を含む多言語で情報を提供します。情報提供においては、市の窓口やホームページに加え、SNS 等も活用します。

基本事業	ICT を活用した多言語対応の体制整備
取組内容	市民に提供される行政情報、生活する上で必要となる情報、地域が主催するイベント等について、ICT を活用し、「やさしい日本語」も含む多言語で情報提供を行います。
担当課	国際政策課(市民生活部)

基本事業	外国人のための生活情報提供
取組内容	「市民便利帳」を作成し多言語での閲覧を可能とします。
担当課	市民生活安心課(市民生活部)

施策⑤ 在留資格等に関する外国人相談の充実

外国人が市内で生活するためには、在留資格の手続き等、さまざまな行政手続きが欠かせません。これらの手続きは内容が複雑であり、外国人住民のみで対応することが難しく、専門家の支援が必要となる場合があります。こうした状況に対応するために、関係機関と協働して専門家による相談会を開催し、相談体制の充実を図ります。

基本事業	在留資格等に関する相談会の充実
取組内容	関係機関と協働し、専門家による外国人向けの相談会を開催します。
担当課	国際政策課(市民生活部)

(2) 教育の充実

●現状と課題

外国にルーツのある子どもたちにとって「言葉の壁」は大きな問題です。日本語の理解が十分でないことから、学校の授業についていけなかったり、友達関係を結べなかったりと、学校生活に影響を与えています。

そして、外国人の定住化が進むなかで、高校、さらには大学への進学、就職と外国にルーツのある青少年の進路指導も求められています。

外国にルーツのある子どもたち、青少年の健全な成長、将来の夢を実現するために、教育の充実が課題となっています。

●課題解決のために

- ◆ 外国人児童生徒の健全な成長を促す学校生活、市民生活を確保します。
- ◆ 外国人の青少年が将来の夢を実現できるよう、高等教育機関への進学、就職といった進路指導を充実します。

●施策

施策① 外国人児童生徒の教育の充実

外国人児童生徒が、必要な学力を身に付け、充実した学校生活を送れるようにするために、外国人児童生徒の学力向上のためのカリキュラム、教材の整備・充実を図ります。

重点事業	学力向上カリキュラム、教材の整備・充実、学校生活指導
取組内容	外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」の運営による外国人児童生徒への日本語指導及び生活指導を実施します。
達成目標	来日間もない等の理由から日本語の習得や学校生活への理解が十分でない児童生徒が初歩的な日本語を身に付けたり、日本の学校生活を理解したりして、在籍校における学校生活に適応できるようにします。
担当課	こども教育課(こども未来部)

基本事業	教育、学校生活相談の充実
取組内容	市内学校に配置されている外国人児童生徒指導員・支援員による日本語指導及び生活指導を行います。
担当課	こども教育課(こども未来部)

施策② すべての児童生徒への国際教育の推進

すべての児童生徒が、互いに文化、生活習慣などの違いを理解し、豊かな国際感覚や多様な文化を尊重する姿勢が育つよう、全校児童生徒を対象とした国際教育を推進します。

基本事業	国際教育の推進
取組内容	全校児童生徒を対象とした国際教育を実施します。
担当課	こども教育課(こども未来部)

施策③ 高等教育への進学支援

市内に住む外国にルーツのあるこどもたちが、将来の夢を実現するために、また安定した生活を送るために、高等教育の機会を得られるようになることが重要です。中学校(義務教育学校後期課程を含む。)や教育関係機関、団体を通し、高校、専修学校、大学等の高等教育への進路指導、進学のための情報提供の充実を図ります。

基本事業	中学校での進路指導への通訳派遣
取組内容	外国人生徒及びその保護者への進路指導や進路説明会の場に、通訳を派遣します。
担当課	こども教育課(こども未来部)

基本事業	教育機関等との連携による進路指導・学習支援・情報提供
取組内容	小山市の中学校(義務教育学校後期課程を含む。)に通う外国人生徒に学習の場を設けます。学習支援を継続的に行うことにより、将来への希望をもって高等教育への進学等を選択できるよう、また、将来の就労につなげられるようにするために、白鷗大学と連携し、学生サポーター等による学習支援を実施します。
担当課	こども政策課(こども未来部)、生涯学習文化課(生涯学習部)

(3) 生活環境の整備

●現状と課題

日本人と外国人が、共に生きていくためには、日本人だけでなく外国人にとっても生活環境が適切に整備されている必要があります。生活環境には、社会保険への加入、安定した住居確保、安心して医療を受けられること等、日常生活に欠かせないものがあげられます。

しかし、言語や文化の壁がある外国人の中には、多言語での周知がなく、健康保険や国民年金に加入していないまま生活している人も少なくありません。これにより、いざというときに必要な支援が受けられない、相談先がわからず支援を受ける機会を逃してしまうといったケースが見られます。また、医療機関の多言語対応が整っておらず、外国人が治療を受ける際に時間を要するといった課題も生じています。

特に外国にルーツのある子どもや若者、その保護者等に対しては、教育や生活上の多様な課題があるにも関わらず、十分に相談できる体制や情報提供が整っていない場合があり、支援の必要性が高まっています。

外国人住民が安心して生活できるようにするためには、必要となるセーフティネットに関する情報の多言語化や、住宅確保の情報の提供等に加え、外国にルーツのある子どもやその保護者へのきめ細やかな相談体制の充実を進めることが求められています。

●課題解決のために

- ◆ 外国人への生活環境整備に関する情報を多言語で提供します。
- ◆ セーフティネットに外国人も適切につながるができる体制を整備します。
- ◆ 外国人住民が子どもに関わることについて相談できる体制を整備・拡充します。

●施策

施策① 安心して子育てできる環境づくり

外国人の滞在期間の長期化・定住化が進む中、妊娠・出産・子育てを支える仕組みが必要です。生活習慣の違い、言葉の違い、また、相談相手が限られていること等から、不安を抱えながら、孤立した状態での子育てになりやすい状況にあります。外国人住民が安心して子育てができるよう、相談体制の整備等の支援を行います。

重点事業	多言語での子育て相談・支援の充実
取組内容	支援が必要な外国人要支援妊婦に翻訳・通訳ツールや通訳者を介して、必要な支援を実施します。また、「外国人ふれあい子育てサロン」において、「やさしい日本語」を含む多言語での子育て情報の発信、相談対応及び親子関係形成事業等、外国人住民への寄り添い型の支援を充実させます。
達成目標	外国人住民が必要な情報や支援を多言語で得ることができ、また子育てに関する相談ができる環境を整備します。これにより、小山市は子育てしやすいと思う外国人住民を増やします。
担当課	国際政策課(市民生活部)、子育て家庭支援課(子ども未来部)、保育課(子ども未来部)

施策② 国民皆保険制度の理解促進

日本国内で生活するうえで各種保険・年金は重要なセーフティネットであること、社会保険等のサービスの利用に必要な保険税(料)の納入義務があることについて、周知啓発を行います。

基本事業	保険・年金制度の周知、啓発活動
取組内容	制度説明、加入手続きの案内について、各種パンフレット(「やさしい日本語」を含む多言語)の作成・配布を行う等の周知・啓発を行います。
担当課	国保年金課(市民生活部)、市民税課(理財部)、納税課(理財部)

施策③ 住宅確保の支援

外国人が安心して、生活を継続するためには、安定した住宅の確保が不可欠です。

賃貸人(貸主)に対しては、外国人を受け入れる際の不安感を軽減するために、相談窓口の整備を進めます。

また、外国人に対しては、日本の賃貸住宅に関する基本的なルールやマナーへの理解を深めていただくとともに、住宅情報の提供や入居時の心得に関する啓発活動を実施します。

基本事業	賃貸人に対する支援
取組内容	外国人の入居、受入れに関する相談窓口を整備します。
担当課	国際政策課(市民生活部)

基本事業	外国人のための住宅賃貸に関する多言語相談対応
取組内容	外国人から住宅賃貸に関する相談に多言語で対応できるように整備します。
担当課	市民生活安心課(市民生活部)、国際政策課(市民生活部)

基本事業	市営住宅に入居を希望する外国人に対する支援
取組内容	外国人住民にも理解しやすい「市営住宅入居申込案内」等を作成し、活用します。また、外国人住民の入居相談を翻訳・通訳ツールを使用していきます。
担当課	建築課(建設水道部)

第4章 施策の展開

施策④ 医療・保健サービス

外国人住民が体調を悪くした時、安心して病院を受診できるように、医療機関等に向けて医療通訳の配置を呼びかける等、外国人住民のための医療体制の整備が進むよう周知・啓発します。

基本事業	健康のしおり(多言語版)の作成・配布
取組内容	「健康のしおり」(毎年発行、各戸に配布)の多言語版を作成し、窓口で外国人世帯に配布します。
担当課	健康増進課(保健福祉部)

基本事業	外国人患者受け入れのための医療機関向けマニュアルの周知
取組内容	市のホームページや SNS 等を活用し、外国人患者受け入れのための医療機関向けマニュアルの周知を図ります。
担当課	国際政策課(市民生活部)

基本事業	医療通訳体制の整備
取組内容	医療機関に対し、国や県が提供する通訳支援事業に関する情報提供を行う等、医療機関における通訳体制の整備を支援します。
担当課	国際政策課(市民生活部)、健康増進課(保健福祉部)

第2節 共に生きる「まち」をつくる

(1) 公共交通機関の多言語整備

●現状と課題

本市においてはバス停の英語表記等に取り組んでいますが、まだ整備が進んでいないバス停があり、多言語整備が十分とは言えません。引き続き、外国人住民も安心して移動できる環境づくりを進めていくことが求められています。

●課題解決のために

- ◆ 公共交通機関における多言語案内の整備を進めます。

●施策

施策① コミュニティバスの多言語整備

コミュニティバスの案内表示等を多言語で提供し、外国人利用者の利便性向上を図ります。

基本事業	コミュニティバス案内の多言語による整備
取組内容	バス停の英語表記（併記）について、ダイヤ改正等のバス停修正時に順次実施します。小山市役所、小山駅自由通路「さくら道」等にて英語表記の時刻表を配布するほか、ホームページでも英語表記の時刻表を掲示します。
担当課	公共交通課（総合政策部）

(2) 安全・安心なまちづくり

●現状と課題

生活していくために重要なことは、暮らしの「安全・安心」です。そして、小山市民を災害や事件・事故といった危険から守ることは、行政の責務です。

しかし、防災、防犯、交通事故防止においても、外国人住民を対象とした啓発、情報提供、訓練等の対策は十分とは言えない状況にあります。災害等の危険に対し、国籍等に関わらず平等に安全・安心が確保されるような支援体制の整備が求められています。

●課題解決のために

- ◆ 地震、風水害等の災害に対する啓発、情報提供、避難訓練等を実施し、災害に対する安全を確保します。
- ◆ 日本の道路交通ルール、習慣、交通機関の利用方法等の情報提供、講習を実施し、交通の安全を確保します。
- ◆ 事件・事故、トラブルに巻き込まれないように、また、起こすことがないように、啓発、情報提供、未然防止策の周知等を行い、小山市民の安全を確保します。

●施策

施策① 災害時の安全確保

地震、風水害等の災害時においても、外国人住民が安全に避難でき、安心して生活を継続できるよう、情報伝達、避難指示等、災害時の安全の確保を図ります。

重点事業	防災に関する情報発信
取組内容	外国人を対象とした防災に関する出前講座や多言語化した防災ガイドブックの周知啓発、日本語情報を翻訳する多言語情報配信ツールや災害情報を多言語で発信するアプリ(Safety Tips)の普及促進を図ります。
達成目標	外国人が災害時に必要な情報を正確に入手できるよう、多言語対応の防災講座の提供や、防災ガイドブックの周知、多言語情報配信ツールの普及を通じて、災害時の情報格差の解消を図ります。
担当課	危機管理課(総務部)、農村整備課(産業観光部)、治水対策課(建設水道部)、道路課(建設水道部)

基本事業	外国人と「共に行う」防災訓練の実施
取組内容	外国人相談員のサポートのもと、外国人と共に行う防災訓練を実施し、防災知識の普及啓発を図ります。
担当課	危機管理課(総務部)

基本事業	「災害多言語支援センター」が設置できる体制の整備及び情報提供（おーラジ、SNS等）、相談、避難所対応
取組内容	災害時、外国人の安全安心を確保するため、多言語による災害情報の提供や外国人の相談対応等の活動を行う「災害多言語支援センター」を設置・運営できるようにマニュアルの作成やシミュレーションを実施します。また、外国人住民に対し分かりやすい情報提供ができるよう、多言語表示シートやピクトグラムを活用できるようにします。
担当課	危機管理課（総務部）、まちの魅力推進課（総合政策部）、国際政策課（市民生活部）

施策② 交通安全対策の充実

外国人住民にとって、出身国と交通事情が異なる日本で安全に過ごすためには、交通ルール、習慣、交通機関の利用方法について学ぶことは重要です。安全に、快適に「まち」を歩き、交通機関が利用できるよう、外国人住民に対する交通安全教育を充実します。

基本事業	外国人住民を対象とした交通安全教育や交通安全についての広報・啓発
取組内容	外国人住民を対象とする交通安全教室を実施します。
担当課	市民生活安心課（市民生活部）、国際政策課（市民生活部）

施策③ 防犯対策の充実

外国人住民が様々な事件・事故、消費者被害、トラブルに巻き込まれないように、防犯知識、情報の普及・啓発を行います。

基本事業	防犯知識・情報の発信
取組内容	防犯情報（小山市安全安心情報メールの内容等）を多言語（「やさしい日本語」を含む）で発信します。
担当課	市民生活安心課（市民生活部）、国際政策課（市民生活部）

第3節 共に生きる「しくみ」をつくる

(1) 多文化共生社会の意識づくり

●現状と課題

市民生活の国際化の進展とともに、外国人の生活を支えるサービス、交流活動を展開する市民団体も増えつつあります。これらの取組は、多文化共生社会の実現に向けた重要な基盤となっています。

一方で、日本人と外国人との間で文化、生活習慣、価値観の違いから、トラブルが起こることもあり、相互理解の不足が課題となっています。

こうした中で、日本人と外国人が同じ市民として共に暮らしていくためには、互いの違いを理解し、尊重し合いながら、積極的に交流を深めていくことが大切です。

そのためにも、多文化共生の意識を育てるしくみづくりや、その意識を地域全体に広げていくことが求められています。

●課題解決のために

- ◆ 日本人と外国人とが互いの文化、生活習慣の違いを理解し尊重し合えるよう、相互理解の意識を育てる啓発活動を行います。

●施策

施策① 多文化共生社会の理解促進と意識醸成

市民一人ひとりが多文化共生に対する理解を深め、共に暮らす地域社会の担い手となれるよう、継続的な学びと交流の機会を提供します。これにより、外国人住民を含むすべての市民が安心して暮らせる地域社会を目指し、多文化共生の意識づくりを推進します。

重点事業	多文化共生への理解を深める機会の提供
取組内容	市民向け多文化理解教室を開催します。
達成目標	様々な国の文化や多文化共生に関することについて学ぶ機会を提供することにより、外国人に対する関心と理解を深め、市民の多文化社会の意識醸成を目指します。
担当課	国際政策課(市民生活部)

基本事業	多文化共生社会の啓発活動
取組内容	多文化共生社会に関する情報のホームページ掲載やチラシ等の配架、人権相談等を実施します。
担当課	人権・男女共同参画課(総務部)

(2) 外国人と共につくる地域社会

●現状と課題

小山市では中長期的な在留を見据えた外国人住民が増加しており、地域社会全体で多様性と包摂性を尊重した多文化共生社会の実現が求められています。そのためには、地域社会やコミュニティ等において、日本人だけでなく外国人も、必要となる人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備することが必要です。特に、外国人住民自身が多文化共生施策の推進に関与し、多文化共生施策の質を向上させることが期待されますが、現状では十分な取組がなされているとはいえません。

また、近年、自治会への加入が敬遠され、活動の停滞を余儀なくされています。とりわけ地縁性がない外国人は文化や習慣も異なることから、加入者が少なく、地域との繋がりのない外国人が多いのが現状です。国籍等に関わらず、同じ地域住民として、地域自治のための治安維持、美化活動を担い、地域住民同士の友好関係を築くことが求められています。そのため、地域住民として、外国人住民の自治会組織への加入を促し、共に活動することが重要です。

●課題解決のために

- ◆ 外国人コミュニティのリーダーや県の外国人キーパーソン登録制度を活用します。
- ◆ 日本人、外国人の意見を聞きながら、多文化共生社会づくりを計画的に推進する組織体制を整備します。
- ◆ 外国人の自治会参加を促し、共に地域住民として身近な地域社会づくりを推進します。

●施策

施策① 外国人住民の協力を得るためのネットワークの形成と地域社会づくり

地域における多文化共生社会の実現に向けた第一歩として、外国人コミュニティのリーダーや県の外国人キーパーソン登録制度を活用し、外国人住民が地域社会の一員として主体的に活動できるよう支援します。これにより、地域の課題の共有や相互理解を深める基盤づくりを図ります。

基本事業	外国人住民と地域社会とのネットワーク形成支援
取組内容	外国人住民が、地域の一員として主体的に活動できるよう、外国人コミュニティのリーダーや県の外国人キーパーソン登録制度と連携することにより、外国人住民のネットワークの形成を支援し、その協力を得られるようにします。
担当課	国際政策課(市民生活部)

第4章 施策の展開

施策② 市民の意見を反映させる仕組みづくり

日本人と外国人が共に暮らす多文化共生社会の実現に向けて、小山市民、外国人と関わりのある事業所、支援団体等の意見を広く聞く体制を整備し、意見を計画の策定及び推進に反映します。

基本事業	小山市多文化共生社会推進協議会の開催
取組内容	小山市多文化共生社会推進協議会を開催し、計画の実施状況等について協議します。
担当課	国際政策課(市民生活部)

基本事業	外国にルーツがある方との意見交換の機会づくり
取組内容	外国人住民等から意見を聞く機会を設け、様々な視点から市政の課題や要望についての意見交換を行います。
担当課	国際政策課(市民生活部)

施策③ 外国人と共に身近な地域社会づくりの推進

外国人住民が身近な地域での充実した日常生活を送れるように、自治会や育成会等の地域組織の参加を促し、活動を通して多文化共生社会づくりを推進します。

基本事業	自治会などの地域社会組織参加促進
取組内容	多言語による自治会加入の案内チラシを作成します。
担当課	市民生活安心課(市民生活部)

基本事業	日常生活ルール(ごみ出し、清掃、情報伝達など)の理解促進
取組内容	毎年度作成するごみカレンダー(外国語版を含む)等を、外国人を雇用している会社や集合住宅のオーナー、自治会の協力を得て、確実に配布します。また、ごみアプリ「さんあ〜る」にて、同様の情報を得られるということを周知します。さらに、法人や事業主が事業活動により発生させたごみは、家庭ごみとは異なる適切な処理が必要であることを周知します。
担当課	環境課(市民生活部)

(3) グローバル化への対応

●現状と課題

急速に進展するグローバル化に対応しながら、その恩恵を小山市にもたらすためには、外国人住民が自らの強みや外国人ならではの視点を活かして地域に貢献できる環境の整備が重要です。

具体的には、外国人ならではの感性や国際的なネットワークを活用した地域の魅力の発信、地域産品を活用した起業、さらには地域の観光資源を活用したインバウンド観光の受入れ対応等、多様な分野において外国人住民の活躍が期待されています。

こうした役割を担える人材の活用を進めるためには、まずスキル・経験・ノウハウを有する外国人住民の発掘と、その情報の体系的な収集・整理を行うことが必要です。その上で、行政や地域団体、民間事業者等と連携し、外国人住民が活躍できる具体的な仕組みづくりを推進していくことが求められます。

●課題解決のために

- ◆ 外国人を新しい本市の文化を生み出す貴重な人材としてとらえ、共にグローバルな地域社会づくりを推進します。
- ◆ 世界に広く視野を広げ、多様性を尊重する機会を創出します。
- ◆ 留学生等の定着等を図るため、産学官のネットワークづくりを推進します。

●施策

施策① グローバルな地域社会づくりの推進

日本人と外国人との文化や言葉、生活習慣の違いは、小山市民に大きな刺激をもたらします。外国人住民は、ともに地域社会を築き、共に生きていく重要な存在です。外国人住民が活躍する機会を提供することで、より良い共生社会の構築を目指し、グローバルな地域社会づくりを推進します。また、姉妹都市・友好都市との交流を通じて、地域の国際的なつながりや多様な価値観を取り入れ、国際理解と友好関係を深めるとともに、地域のグローバル化や多様性の拡大をさらに促進します。

基本事業	外国人住民との協働による文化活動の活性化
取組内容	国際理解教室、各種講座、行政サービスの翻訳及び通訳等において、外国人住民を登用します。
担当課	国際政策課(市民生活部)

基本事業	姉妹都市・友好都市との交流推進
取組内容	姉妹都市・友好都市との交流により、国際理解を深め、国際人として必要な基礎的な資質や能力を培います。
担当課	国際政策課(市民生活部)

第4章 施策の展開

施策② 産学官の連携強化

留学生の採用に関心のある企業と留学生が交流し、相互理解を深められるよう、大学・専修学校等と企業との連携を強化します。

基本事業	企業・大学等研究機関・行政の連携強化
取組内容	産学官ネットワークで実施している学生向けの「地元企業合同説明会」に留学生の積極的な参加を働きかけます。
担当課	工業振興課(産業観光部)

2. 施策・事業一覧

施策……………計22件

事業……………計35件(重点事業:計7件、基本事業:計28件)

○ 構成

基本方針				
施策の方向				
施策名				
	重点 事業 ★	事業 番号 ※連番	事業名	担当課
基本方針1:共に生きる「ひと」をつくる				
(1) コミュニケーション支援				
施策① 相談体制の拡充				
	★	1	小山市多文化共生総合支援センターの拡充	国際政策課
施策② 「やさしい日本語」の普及				
	★	2	「やさしい日本語」の研修実施・普及	国際政策課
施策③ 日本語教育の推進				
	★	3	小山市地域日本語教育推進事業	国際政策課
施策④ 多様な言語・手段による行政・生活情報の提供				
		4	ICTを活用した多言語対応の体制整備	国際政策課
		5	外国人のための生活情報提供	市民生活安心課
施策⑤ 在留資格等に関する外国人相談の充実				
		6	在留資格等に関する相談会の充実	国際政策課
(2) 教育の充実				
施策① 外国人児童生徒の教育の充実				
	★	7	学力向上カリキュラム、教材の整備・充実、学校生活指導	こども教育課
		8	教育、学校生活相談の充実	こども教育課
施策② すべての児童生徒への国際教育の推進				
		9	国際教育の推進	こども教育課
施策③ 高等教育への進学支援				
		10	中学校での進路指導への通訳派遣	こども教育課
		11	教育機関等との連携による進路指導・学習支援・情報提供	こども政策課 生涯学習文化課

第4章 施策の展開

(3) 生活環境の整備			
施策① 安心して子育てできる環境づくり			
★	12	多言語での子育て相談・支援の充実	国際政策課 子育て家庭支援課 保育課
施策② 国民皆保険制度の理解促進			
	13	保険・年金制度の周知、啓発活動	国保年金課 市民税課 納税課
施策③ 住宅確保の支援			
	14	賃貸人に対する支援	国際政策課
	15	外国人のための住宅賃貸に関する多言語相談対応	市民生活安心課 国際政策課
	16	市営住宅に入居を希望する外国人に対しての支援	建築課
施策④ 医療・保健サービス			
	17	健康のしおり(多言語版)の作成・配布	健康増進課
	18	外国人患者受け入れのための医療機関向けマニュアルの周知	国際政策課
	19	医療通訳体制の整備	国際政策課 健康増進課
基本方針2:共に生きる「まち」をつくる			
(1) 公共交通機関の多言語整備			
施策① コミュニティバスの多言語整備			
	20	コミュニティバス案内の多言語による整備	公共交通課
(2) 安全・安心なまちづくり			
施策① 災害時の安全確保			
★	21	防災に関する情報発信	危機管理課 農村整備課 治水対策課 道路課
	22	外国人と「共に行う」防災訓練の実施	危機管理課
	23	「災害多言語支援センター」が設置できる体制の整備及び情報提供(おーラジ、SNS等)、相談、避難所対応	危機管理課 まちの魅力推進課 国際政策課

第4章 施策の展開

施策② 交通安全対策の充実			
	24	外国人を対象とした交通安全教育や交通安全についての広報・啓発	市民生活安心課 国際政策課
施策③ 防犯対策の充実			
	25	防犯知識・情報の発信	市民生活安心課 国際政策課
基本方針3:共に生きる「しくみ」をつくる			
(1) 多文化共生社会の意識づくり			
施策① 多文化共生社会の理解促進と意識醸成			
★	26	多文化共生への理解を深める機会の提供	国際政策課
	27	多文化共生社会の啓発活動	人権・男女共同参画課
(2) 外国人と共につくる地域社会			
施策① 外国人住民の協力を得るためのネットワークの形成と地域社会づくり			
	28	外国人住民と地域社会とのネットワーク形成支援	国際政策課
施策② 市民の意見を反映させる仕組みづくり			
	29	小山市多文化共生社会推進協議会の開催	国際政策課
	30	外国にルーツがある方との意見交換の機会づくり	国際政策課
施策③ 外国人と共に身近な地域社会づくりの推進			
	31	自治会などの地域社会組織参加促進	市民生活安心課
	32	日常生活ルール(ごみ出し、清掃、情報伝達など)の理解促進	環境課
(3) グローバル化への対応			
施策① グローバルな地域社会づくりの推進			
	33	外国人住民との協働による文化活動の活性化	国際政策課
	34	姉妹都市・友好都市との交流推進	国際政策課
施策② 産学官の連携強化			
	35	企業・大学等研究機関・行政の連携強化	工業振興課

第5章 計画の推進

計画の推進体制

(1) 多文化共生社会推進の組織体制

多文化共生社会づくりに関係する各界の市民代表が、今後の活動について協議する組織として、「小山市多文化共生社会推進協議会」（以下「協議会」という。）を中心とした、組織体制を整備します。協議会において、各分野の具体的な施策・事業を検討・協議します。

また、協議会において「小山市多文化共生社会推進計画」に掲げられた施策・事業の進捗状況について協議し、計画の進行管理を行います。

(2) 計画の進行管理

多文化共生社会づくりを着実に推進するためには、「小山市多文化共生社会推進計画（改訂版）」の進行管理が必要です。しかし、計画に掲げられた施策・事業の分野は多岐にわたります。本計画の進行管理をするために、協議会を中心に行い、PDCA サイクルを活用して2年ごとに計画の進行管理を行います。

具体的には、以下のようにPDCA サイクルを適用します。

Plan（計画）

はじめに、各事業の目標を設定し、達成すべき成果を明確にします。重点事業には具体的な成果指標を設け、その指標をもとに進行管理を行います。

Do（実行）

計画に基づき、各事業を実施します。基本事業については、数値で測るのが難しい場合もありますが、その場合でも実績を確認しながら実行します。

Check（確認）

計画の進行状況を2年ごとに評価し、目標の達成度を確認します。重点事業については設定した成果指標に基づき、進行を数値で評価します。基本事業についても、実績を確認し、進行状況を適切にチェックします。

Act（改善）

確認した結果をもとに、必要な改善策を講じ、次のサイクルに反映させます。これにより、計画の進行を適切に調整し、次のサイクルに活かしていきます。

このように、PDCA サイクルを通じて計画の進行を管理することで、効果的に多文化共生の社会づくりを推進していきます。

(3) 庁内の横断的連携

計画の施策・事業に関係する行政部門は多岐にわたります。本計画を着実に実行するためには、関係する行政部門の連携が必要です。本市庁内に本計画の協議・調整組織を整備します。

(4) 国・県・広域地域との連携

多文化共生社会の推進は、国・県の制度・施策との連携が必須です。また、施策・事業には、広域的な地域の広がりを持つものもあります。国・県・広域地域との密接な連携を図りながら、計画の着実な推進を図ります。

(5) 市民、各種団体、教育機関、企業との連携

多文化共生社会の推進には、日本人住民も外国人住民も、互いの文化や習慣の違い等を認め合い、尊重し、助け合って生活していくことが大切です。

また、推進にあたってのさまざまな課題の解決のためには、市民、市民団体等との密接な連携により、計画を推進します。

第6章 資料編

1. 小山市多文化共生社会推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は、「小山市多文化共生社会推進協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、本市における外国人との共生社会の推進を図ることを目的に、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 小山市多文化共生社会推進計画(以下「計画」という。)の策定方針に関すること。
- (2) 計画の重要事項に関すること。
- (3) 計画の実施及び進捗管理に関すること。
- (4) その他計画に関し必要な事項

(委員)

第3条 本会の委員は、次のものにより構成する。

- (1) 外国人材の適切な活用に関心のある企業・事業者等
- (2) 外国人材の適切な活用と外国人との共生社会を推進に協力しようとする大学、支援機関、行政機関等

(会長及び副会長)

第4条 本会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が委員の中から指名する。

(会長の役割等)

- 第5条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

- 第6条 委員の任期は、委嘱された日から2年間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。
 - 3 委員は、再任されることができる

(会議)

- 第7条 本会は、市長が必要に応じて招集する。
- 2 本会は、必要があると認めるときは、本会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 本会の庶務は、市民生活部国際政策課において処理する。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が本会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、令和元年8月19日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月24日から施行する。

2. 小山市多文化共生社会推進協議会委員名簿

企業・団体等名	役 職	氏 名
小山警察署	署 長	鈴木 哲人
小山地区医師会	会 長	浅井 秀実
小山歯科医師会	会 長	大友 文雄
小山薬剤師会	副会長	阿久津 治
駅東自治会	会 長	澤口 茂利
小山市国際交流協会	会 長	持田 むつ子
株式会社きぼう国際外語学院	常務取締役	玉木 成雄
株式会社足利銀行小山東支店	支店長	小松 重徳
白鷗大学国際交流サポートセンター	課 長	星野 あゆ美
中央福祉医療専門学校	理事長・学校長	宮杉 早苗江
栃木県行政書士会小山支部	行政書士	細野 大樹
小山農業協同組合	代表理事組合長	渡邊 文雄
小山商工会議所	専務理事	大関 幸秀
小山建設業協同組合	理事長	嶋田 政利
社会福祉法人 洗心会	人事部長	鈴木 政徳
タカコーホールディングス株式会社	代表取締役	山本 嘉央
株式会社エフライン	代表取締役	竹本 真誠
精進協同組合	代表理事	寶 潤澤
栃木県宅地建物取引業協会県南支部	理 事	岡崎 賢行

令和7(2025)年12月1日時点

3.小山市多文化共生社会推進委員会設置要領

(設置)

第1条 小山市多文化共生社会推進計画(以下「計画」という。)の作成及び進捗管理の実施に資するため、小山市多文化共生社会推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の実施及び進捗管理に関すること。
- (3) その他計画に関し必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

2 委員長には市長の職にある者をもって充てる。市長が不在の場合は、委員の中から代理の者が委員長になる。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会の所掌事務を補佐するため、小山市多文化共生社会推進委員会幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる幹事をもって組織する。

3 幹事会に会長及び副会長を置き、会長には市民生活部長の職にある者をもって充て、副会長は幹事のうちから会長が指名する。

4 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

5 幹事会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 幹事会は、その会議、活動の経過、結果等を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部国際政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日(令和7年12月25日)から施行する。

第6章 資料編

別表第1（第3条関係）

委員長（市長）	副市長	総合政策部長	総務部長	理財部長	市民生活部長
保健福祉部長	産業観光部長	建設水道部長	こども未来部長	生涯学習部長	危機管理監

別表第2（第5条関係）

総合政策課長	公共交通課長	まちの魅力推進課長	人権・男女共同参画課長	危機管理課長	
納税課長	市民税課長	市民生活安心課長	国際政策課長	環境課長	国保年金課長
健康増進課長	農村整備課長	工業振興課長	治水対策課長	道路課長	建築課長
こども政策課長	こども教育課長	子育て家庭支援課長	保育課長	生涯学習文化課長	

**小山市多文化共生社会推進計画
(改訂版)**

～たがいの文化を認め合い ともにいきていくまち おやま～
令和 8(2026)年 3 月

発行 小山市

編集 市民生活部国際政策課

〒323-8686

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

TEL 0285-22-9278

FAX 0285-22-9897

